

学校経営のポイント

児童虐待の“発見・通告”と“保護者の啓発”

若井 彌一

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日公布・法律第 82 号、以下「児童虐待防止法」と略）が制定されてから 10 年が経過した。

“児童虐待の防止”効果上がらずに 10 年

この法律は、名称の示すように「児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定め」ている（第 1 条）。

同法では、知られているように「児童虐待」について、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）が、その監護する児童（18 歳に満たない者をいう）について行う、次のような 4 つの行為をいうものと定義している（第 2 条）。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為（(1)、(2) または (4) の行為を指す）と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者〔中略〕の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう）その他の児童に著しい心理的外

傷を与える言動を行うこと。

ごく大雑把にくくった表現をすれば、これら (1) ~ (4) は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と呼ばれている。

呼称はともかくとして、これら児童虐待の防止を基本的課題として制定された児童虐待防止法であったのだが、現状は「平成 21 年度中の全国の児童虐待の検挙件数及び被害児童数が、統計を取り始めた平成 11 年度以降最高となっており、検挙件数、検挙人員、及び被害児童数のいずれについても、平成 11 年の約 2.8 倍と高水準で推移するなど、児童虐待問題は極めて深刻な状況にあるという（山口県警察 HP「絶えない！ 児童虐待」による）。

各学校では保護者の啓発・助言に努めよう

最近の新聞報道によれば、ある都立高校在校生（1 年）が、実母による虐待を疑われながらも、学校側から児童相談所に通告されておらず、この生徒は、その後、今年 7 月に入り、児童相談所の介入により保護されたという（8 月 8 日『産経新聞』の「都立高、女子生徒の虐待通告せず 校長、緊急性認めず『様子見る』」による）。

児童相談所への通告の判断の是非については、今後、詳しく検討されることになると思われるが、各学校および教職員は、児童虐待防止法上、児童虐待の早期発見の努力義務（第 5 条）を負い、また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、福祉事務所か児童相談所への「通告」義務を負うこと（第 6 条第 1 項等）を自覚して、ふだんから、児童・生徒の保護者への啓発・助言等について積極的に取り組むようにしたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

●8月27日発売！パソコンに疎い校長先生のための「学校の情報化」早わかり対策集 B5判 224 頁／定価 2,520 円

『管理職のための「教育情報化」対応ガイド』堀田龍也【編】

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5 判 370 頁定価 3,570 円